

令和 8 年 7 月 農業委員会総会議事録

令和8年7月24日午後3時00分、令和8年7月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

出席委員 21 名

1 番	平井 秀樹	委員	3 番	佐藤 修司	委員	4 番	前田 優考	委員
5 番	福士 章逸	委員	6 番	金田 公隆	委員	7 番	工藤 堅	委員
9 番	藤田 善明	委員	10 番	小林 政貴	委員	11 番	木村 芳文	委員
12 番	町田 高司	委員	13 番	戸澤 幸彦	委員	14 番	石岡 人志	委員
15 番	田村眞裕美	委員	16 番	岩谷 裕子	委員	17 番	成田 毅	委員
19 番	兜森 弘義	委員	20 番	高橋 貴志	委員	21 番	小田桐武志	委員
22 番	種澤 達也	委員	23 番	嶋口 千速	委員	25 番	小嶋 勇成	委員

欠席委員 3 名

8 番	對馬 雅之	委員	18 番	小田切 葵	委員	26 番	川村 陽彦	委員
-----	-------	----	------	-------	----	------	-------	----

出席事務局 9 名

事務局長	蒔苗 元	事務局次長	相馬 隆範
事務局次長補佐	荒谷純一郎	事務局主幹兼総務係長	石岡なおこ
事務局主幹兼農地調整係長	曾根奈美子	事務局主幹兼農地利用促進係長	三上 大輔
事務局総務係主幹	石田 剛	事務局岩木分室主幹	中谷 陽
事務局相馬分室主幹	佐藤 宏郁		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

議案第 32 号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 33 号	農地転用許可に係る意見について
議案第 34 号	農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について
議案第 35 号	農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
議案第 36 号	地域計画の変更に係る意見及び目標地図素案の作成について
議案第 37 号	担い手の育成・確保に向けた対策に関する要望（案）
議案第 38 号	りんご放任園対策に関する要望（案）
報告第 25 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
報告第 26 号	市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第 27 号	市街化区域内の農地買受適格証明書の発行について
報告第 28 号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

- 事務局次長 会議を始める前に皆様をお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださいようお願いいたします。お待たせいたしました。ただいまから令和 8 年 7 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、前田会長から挨拶及び諸般の報告がございます。
- 前田会長 【挨拶及び諸般の報告（省略）】
- 事務局次長 なお、今日は、東目屋地区の方から推進委員のご出席をいただいております。皆様よろしくをお願いいたします。
それでは、総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、前田会長よろしくをお願いいたします。
- 議 長 議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。
欠席の通告があります。議席番号 8 番對馬雅之委員、18 番小田切葵委員、26 番川村陽彦委員の 3 名であります。ただいまの出席者数は 21 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。13 番戸澤幸彦委員、14 番石岡人志委員、15 番田村眞裕美委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の石田剛主幹を任命いたします。
議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。それでは、次第の 4、議事に入ります。
議案第 32 号を議題といたします。議案第 32 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。
- 事務局次長 1 ページをお開き願います。議案第 32 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 5,083 ㎡、畑 17 件 120,192 ㎡、合計 19 件 125,275 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 4 件 12,026 ㎡、畑 8 件 50,338 ㎡、合計 12 件 62,364 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
- 議 長 事前調査会の報告をお願いします。
- 兜森調査委員長 本日の、総会に提案されている議案について、去る 7 月 13 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、小田桐武志副委員長、木村芳文委員、町田高司委員、それに私、兜森であります。まず、3 条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告いたします。5 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 63 番について申し上げます。譲受人は、農家の出身であり、現在は会社員として勤めているかたわら、父のりんご栽培を手伝っております。農業に強い愛着を持っており、将来的に専業農家として経営を確立し、地域の基幹産業を次世代へ継承していきたいという思いから本申請に至ったと申し述べておりました。申請地では、父の指導を受けながら、りんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 (な し)
戸澤幸彦委員	<議事参与の制限に該当する旨の申出あり> (戸澤幸彦委員退席)
議 長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 15 ページ、使用収益権関係、受付番号 87 番について、御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	当該申請は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、当該申請については、許可することに決定いたします。戸澤委員の着席をお願いします。 (戸澤幸彦委員着席)
議 長	それでは、議事参与の制限の規定に該当するため、先に審議・決定した申請以外について、御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	本案については、委員会報告のとおり決定して、御異議等ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、本案については、許可することに決定いたします。 次に、議案第 33 号を議題といたします。議案第 33 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	17 ページをお開き願います。議案第 33 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、田 1 件 1,551 m²、畑 1 件 552 m²、合計 2 件 2,103 m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
小田桐調査副委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。19 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 2 番は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可となる農地区分ですが、「農用地利用計画において指定された用途に供する施設」であることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 3 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「集落に接続して設置する住宅」であることから、転用許可基準を満たすものであります。いず

小田桐調査副委員長	れも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 (な し)
議 長	それでは、議案第 33 号について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 33 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 33 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。次に、議案第 34 号を議題といたします。議案第 34 号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	21 ページをお開き願います。議案第 34 号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 1,342 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
小田桐調査副委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。23 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係、受付番号 4 番は建売住宅で、農地区分が第 3 種農地となっており、原則許可相当の農地区分であります。いずれも、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上、申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上、報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 (な し)
議 長	それでは、議案第 34 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 34 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なし)

議 長	異議ないものと認め、議案第 34 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。 次に、議案第 35 号を議題といたします。議案第 35 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	25 ページをお開き願います。議案第 35 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 8 件 32,251 ㎡、畑 23 件 96,041 ㎡、合計 31 件 128,292 ㎡であります。また、使用収益権関係が、田 6 件 29,755 ㎡、畑 3 件 25,758 ㎡、合計 9 件 55,513 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
小田桐調査副委員長	27 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 88 番から 37 ページ受付番号 118 番及び 38 ページ使用収益権関係、受付番号 26 番から 42 ページ受付番号 34 番については、農地売買等事業及び、農地中間管理事業の実施に関して、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画において、権利設定を行うものであります。37 ページ所有権関係、受付番号 117 番及び 118 番、39 ページ使用収益権関係、受付番号 29 番から受付番号 33 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしております。38 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 27 番については、十腰内猿沢地区における農地中間管理機構関連農地整備事業を活用して基盤整備を実施している対象農地であり、所有者自身が耕作する場合でも、必ず農地中間管理機構を通して貸借する要件があり、事業実施中の令和 6 年に今回の申請者が所有権を取得したことから、改めて農地中間管理機構を通して所有者自身へ貸借するものであります。42 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 34 番については、所有者死亡の農地で相続人が不明または放棄しているため、所有者不明農地制度を活用し、県知事の裁定によって中間管理権を取得した農地中間管理機構から借受を希望した農業者へ貸借するものであります。そのほかの内容につきましては、議案書に示したとおり、いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項関係各号の要件を満たしており、同計画の作成を要請すべきと考えられました。以上、報告します。
工藤堅委員	<議事参与の制限に該当する旨の申し出あり> (工藤堅委員退席)
議 長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 38 ページ、使用収益権関係、受付番号 26 番について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	当該申請は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、当該申請については、原案のとおり要請することに決定いたします。工藤委員の着席をお願いします。 (工藤堅委員着席)

石岡人志委員	<議事参与の制限に該当する旨の申し出あり> (石岡人志委員退席)
議 長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 39 ページ、使用収益権関係、受付番号 29 番から受付番号 32 番について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	当該申請は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、当該申請については、原案の通り要請することに決定いたします。石岡委員の着席をお願いします。 (石岡人志委員着席)
佐藤修司委員	<議事参与の制限に該当する旨の申し出あり> (佐藤修司委員退席)
議 長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 41 ページ、使用収益権関係、受付番号 33 番について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	当該申請は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、当該申請については、原案のとおり要請することに決定いたします。佐藤委員の着席をお願いします。 (佐藤修司委員着席)
議 長	それでは、議事参与の制限の規定に該当するため、先に審議・決定した申請以外について、御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	本案については、原案のとおり決定して、御異議等ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、本案については、原案のとおり要請することに決定いたします。次に、議案第 36 号を議題といたします。議案第 36 号は「地域計画の変更に係る意見及び目標地図素案の作成について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	43 ページをお開き願います。議案第 36 号は「地域計画の変更に係る意見及び目標地図素案の作成について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 19 条第

事務局次長	1 項に基づく地域計画の変更について、市長より同条第 6 項の規定に基づく意見並びに同条第 3 項の目標地図の素案の作成を求められたことから、同法第 20 条第 2 項の規定に基づき本会で決定したいため、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、地域計画からの除外が 2 件 224.5 m ² であります。なお、本件の内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	45 ページをお開き願います。事前調査会では、市で策定した地域計画から除外する農地について検討いたしました。今回除外する 2 件の農地は、耕作以外の利用を目的として転用が見込まれ、また、除外による他の農業を担うものとして位置付ける農地に変更はないことから、地域計画の変更及び目標地図の素案の作成は妥当であると判断いたしました。以上であります。
議 長	それでは、議案第 36 号について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 36 号については、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 36 号は地域計画の変更について異議がないものとし、また、目標地図素案について、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第 37 号と議案第 38 号は、ともに要望事項であるため一括して議題としたいと思います。御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	それでは、議案第 37 号「担い手の育成・確保に向けた対策に関する要望（案）」と、議案第 38 号「りんご放任園対策に関する要望（案）」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局次長	51 ページをお開き願います。議案第 37 号「担い手の育成・確保に向けた対策に関する要望（案）」と、議案第 38 号「りんご放任園対策に関する要望（案）」についてであります。提案理由は両議案とも、関係行政庁に対し要望したいため、本会の同意を求めるものであり、担い手育成委員会及び農地集積推進委員会において検討を経たのち、運営委員会での決定を経て、要望案として提案されているものであります。これら 2 件の要望につきましては、今後開催予定である中弘地区農業委員会大会において中弘地区農業委員会連絡協議会としての議決を経て、青森県知事に対して、要望するものであります。なお、要望の内容につきましては、運営委員会が開催されておりますので、説明を省略いたします。以上です。
議 長	運営委員会から要望内容について説明いたします。
岩谷運営委員	本日の総会に提案している、要望に関する議案 2 件について、去る 5 月 25 日及び 6 月 25 日に運営委員会を開催しましたので、その概要のご報告でございます。運営委員会には 4 人の運営委員全員が出席し、要望内容について検討いたしました。初めに、議案第 37 号の「担い手の育成・確保に向けた対策に関する要望（案）」につきましては、「国が実施する資金交付事業において、新規就農者の年齢要件の引き上げの検討」、また、「県独自に 50 歳以上の新規就農者を対象とした施策の検討」を要望すべきとしたも

岩谷運営委員	のであります。次に、議案第 38 号「りんご放任園対策に関する要望（案）」につきましては、放任園の伐採等を効果的に継続していけるよう、「県の果樹放任園発生防止等対策事業について、次年度以降も優先的な予算確保」を要望すべきとしたものであります。以上、報告いたします。
議 長	議案第 37 号の要望について、担い手育成委員会から、説明願います。
福士担い手育成委員長	私からは、要望書案を朗読し、説明に代えさせていただきます。本県では、担い手の減少や高齢化とともに、後継者不足問題が顕在化しており、将来にわたり農業生産基盤を維持していくためには、農家出身者のみならず、非農家出身者も含めた新たな人材を育成・確保することが重要でございます。近年、当地区においては、セカンドキャリアとして農業を選択する 50 歳以上の営農意欲のある就農希望者が増えている一方で、国の就農準備段階や就農初期段階を支援する就農準備資金、経営開始資金、及び雇用就農者の育成・確保を目的とした雇用就農資金では、対象となる新規就農者の年齢要件が就農時 49 歳以下とされており、一部の就農希望者が支援対象外となっています。つきましては、地域を担う新たな農業者の育成・確保に向けて、下記の事項について要望するものであります。記。1、国が実施する就農準備段階等を支援するための資金交付事業において、新規就農者の年齢要件の引き上げを検討するよう、国への働きかけをお願いします。2、新規就農者の育成・確保に向け、県独自に、50 歳以上の新規就農者を対象とした施策の構築を検討するようお願いいたします。以上でございます。
議 長	次に議案第 38 号の要望について、農地集積推進委員会から、説明願います。
種澤農地集積推進委員	私からは、要望書案を朗読し、説明に代えさせていただきます。担い手の減少や高齢化、後継者不足などが深刻化しており、当地区のりんご放任園は増加傾向となっております。特に、農業者の病気や事故など、様々な理由による突発的な離農の場合、直ちに園地の継承先を見つけることができず、また、果樹を伐採・抜根する労力や費用も確保できないことから、放任園となることが散見されているところであります。りんご放任園は、りんご黒星病や腐らん病など病害虫の発生源となっており、周辺の樹園地に病害虫がまん延するのみならず、りんご輸出量の約 7 割を占める台湾の検疫においては、モモシクイガが発見された場合に輸出が停止されるなど深刻な影響を及ぼすことから、迅速かつ適切に対応していくことが求められております。つきましては、りんご放任園の発生防止及び解消を迅速に行うため、下記の事項について、要望するものであります。記。県が実施する果樹放任園発生防止等対策事業について、放任園の伐採、抜根、撤去等を効果的に継続していけるよう、次年度以降においても優先的な予算確保をお願いします。以上でございます。
議 長	それでは、議案第 37 号、及び議案第 38 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 37 号、及び議案第 38 号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 37 号、及び議案第 38 号は原案のとおり決定いたします。議案第 37 号、及び議案第 38 号で決定しました要望につきましては、今後、中弘地区農業委員会大会での議決を経て、関係行政庁に要望して参ります。 次に、報告第 25 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長	55 ページをお開き願います。報告第 25 号は、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 10 件 78,304 ㎡、畑 11 件 135,771 ㎡、合計 21 件 214,075 ㎡ であります。なお、届出理由につきましては、57 ページから 60 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 25 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第 26 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	61 ページをお開き願います。報告第 26 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 3 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、4 条関係が畑 1 件 64 ㎡であります。なお、届出理由につきましては、63 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 26 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第 27 号「市街化区域内の農地買受適格証明書の発行について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	65 ページをお開き願います。報告第 27 号は、市街化区域内の農地転用を目的とした農地買受適格証明願があり、これを受理し、証明書の発行をしたものであります。今会議に報告されました件数と面積は、畑 2 件 396 ㎡であります。内容といたしましては、民事執行法に基づく競売参加のための証明書の発行であり、目的につきましては、67 ページの目的欄に記載のとおりであります。なお、本件について願出人が落札した場合、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出を受理し、総会で報告することとなります。以上であります。
議 長	報告第 27 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第 28 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	69 ページをお開き願います。報告第 28 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 4 件 9,923 ㎡、畑 1 件 10,486 ㎡、合計 5 件 20,409 ㎡であります。なお、解約理由につきましては、71 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 28 号について、御質問等ございませんか。

議 長

(な し)

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

〔議事終了 15 時 42 分〕